

未成年の方の口座開設について

未成年（18歳未満）の方の口座開設は、15歳以上の場合は親権者による「同意書」をいただいた上でご本人による手続が、15歳未満の場合は親権者または未成年後見人（法定代理人）による手続が可能です。（以降、特に記載の無い場合は、「親権者」との記載は「親権者または未成年後見人」を意味するものとします）

なお、犯罪収益移転防止法（犯収法）に基づき、ご利用目的等をお伺いした上、場合によっては口座開設をお断りすることがございます。また、未成年の場合、総合口座の取扱いはできません。

口座開設手続について

《未成年者が15歳以上の場合》

申込書の記入や届出印の押捺、お取引をする方はご本人、親権者のいずれでも構いませんが、ご本人が手続を行う場合は、ご本人による署名が必要となり、親権者による「同意書」も必要となります。

なお、親権者（法定代理人）が手続を行う場合、「法定代理人による取引の届出書」が必要となります。（この場合「同意書」は必要ありません）

《未成年者が15歳未満の場合》

ご本人が15歳未満である場合、ご本人単独での手続はできません。

親権者が取引主体（未成年口座の取引を実際に行われる方）として、未成年者本人に代わり、未成年者の財産を管理することを目的として、口座開設並びにお取引いただけます。

親権者が手続をされる場合には、親権者の方の事前の口座開設が必要となります。（犯収法に基づく親権者の方の事前の本人確認が必要となります）

また、「法定代理人による取引の届出書」が必要となります。

※親権者は原則「父母」となります。親権者がいらっしゃらない場合は、未成年後見人によりお手続きいただきます。なお、未成年後見人がお手続をされる場合には、未成年後見人の方の口座開設は不要です。

ご提出いただく書類について

《お手続きをされる方》

- ・犯収法に基づく本人特定確認に必要な書類（氏名・住所・生年月日の記載がある顔写真付きの官公庁から発行された書類。顔写真付きでない場合は官公庁から発行された書類及び追加書類）
- ・親権者：「法定代理人による取引の届出書」及び下記（A）に記載の書類の一つ
- ・ご本人（15 歳以上）：未成年「同意書」及び下記（A）に記載の書類の一つ

（A）ご本人（未成年者）と親権者の姓・住所が一致しているもの、または続柄が確認できるもの（発行後 6 か月以内または有効期限内の原本）

①住民票の写し（コピーのことではありません）

ご本人と親権者の方（お二人の場合は双方）の記載があり、親権者との続柄（『子』など）が記載されていること。ご本人と親権者の方全員が同一の世帯でない場合は戸籍謄本が必要となります。

②戸籍謄本（全部事項証明書）と附票

親権者がおひとりの場合は、戸籍謄本（全部事項証明書）と附票が必要となります。（親権者がおひとりであることを確認させていただくため）
未成年の方ご本人と親権者との続柄（『子』など）が記載されていること。

③各種健康保険証

ご本人と親権者の方（お二人の場合は双方）の記載があり、親権者との続柄（『子』など）が記載されていること。訂正箇所がある場合、当該組合等の発行社印の押印が必要です。

④外国籍の方

- ・在留カード（原本）
- ・親権者との続柄（「子」など）が記載された『外国人住民票の写し』または『外国人住民の住民票記載事項証明書』（原本：発行後 6 か月以内）